山形県の大雪にかかる災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

連日の降雪による被害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今冬期、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の方の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、山形県は災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保カスタマーセンター』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村 【法適用日】

[山形県]

尾花沢市 【 2月26日】 大石田町 【 2月28日】

■ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)

以上